

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 8 月 1 日（火）第3336号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-----------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定（3件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○計量器の定期検査の実施 | （商工政策課取扱い） | 3 |
| ○家畜伝染病の発生 | （畜産課取扱い） | 4 |
| ○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定 | （建築課取扱い） | 5 |
| 公 告 | | |
| ○大規模小売店舗の新設に関する公告（2件） | （商工政策課取扱い） | 5 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 7 |

告 示

鹿児島県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分川原字坂下4093番から4095番まで、4096番1、4097番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂下4093番から4095番まで、4096番1・4097番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分川内字野平1800番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市福山町福山字大平49番，72番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第845号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
合同会社三樹	始良市平松4420番地2	合同会社三樹	始良市平松4420番地2	郡 正樹	平成29年6月30日	福祉用具貸与
合同会社三樹	始良市平松4420番地2	合同会社三樹	始良市平松4420番地2	郡 正樹	平成29年6月30日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
合同会社三樹	始良市平松4420番地2	合同会社三樹	始良市平松4420番地2	郡 正樹	平成29年 6月30日	介護予防 福祉用具 貸与
合同会社三樹	始良市平松4420番地2	合同会社三樹	始良市平松4420番地2	郡 正樹	平成29年 6月30日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第847号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成29年 9 月 6 日	10 : 30 ~ 14 : 30	伊佐市	伊佐市役所菱刈庁舎
平成29年 9 月 6 日	15 : 30 ~ 16 : 30	伊佐市	田中校区集会施設
平成29年 9 月 7 日	9 : 00 ~ 11 : 30	伊佐市	本城校区集会施設
平成29年 9 月 7 日	13 : 00 ~ 14 : 30	伊佐市	西太良地区コミュニティセンター
平成29年 9 月 11 日	11 : 00 ~ 13 : 30	伊佐市	山野基幹集落センター
平成29年 9 月 11 日	14 : 30 ~ 16 : 00	伊佐市	羽月地区公民館
平成29年 9 月 12 日	9 : 00 ~ 16 : 30	伊佐市	伊佐市体育センター
平成29年 9 月 13 日	9 : 00 ~ 15 : 00	伊佐市	伊佐市体育センター
平成29年 9 月 20 日	10 : 30 ~ 13 : 00	阿久根市	大川地区公民館
平成29年 9 月 20 日	14 : 30 ~ 17 : 00	阿久根市	脇本地区公民館
平成29年 9 月 21 日	9 : 00 ~ 16 : 30	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
平成29年 9 月 22 日	9 : 00 ~ 14 : 00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
平成29年 9 月 26 日	13 : 00 ~ 16 : 30	長島町	川床コミュニティセンター
平成29年 9 月 27 日	9 : 00 ~ 16 : 30	長島町	長島町開発総合センター
平成29年 9 月 28 日	9 : 00 ~ 14 : 30	長島町	長島町役場指江庁舎
平成29年 10 月 2 日	11 : 00 ~ 11 : 30	出水市	江内カントリーコア
平成29年 10 月 2 日	13 : 00 ~ 16 : 30	出水市	出水市役所野田支所
平成29年 10 月 3 日	9 : 00 ~ 14 : 00	出水市	高尾野農村環境改善センター
平成29年 10 月 4 日	11 : 00 ~ 11 : 30	出水市	大川内農業者トレーニングセンター
平成29年 10 月 4 日	13 : 00 ~ 16 : 30	出水市	鹿島公民館
平成29年 10 月 5 日	9 : 00 ~ 16 : 30	出水市	米ノ津公会堂

平成29年10月 6 日	9 : 00～14 : 00	出水市	米ノ津公会堂
平成29年10月11日	11 : 00～16 : 30	出水市	出水公会堂
平成29年10月12日	9 : 00～14 : 00	出水市	出水公会堂
平成29年10月18日	14 : 30～16 : 00	屋久島町	栗生生活館
平成29年10月19日	9 : 00～12 : 00	屋久島町	自然休養村管理センター
平成29年10月19日	13 : 30～16 : 30	屋久島町	総合センター
平成29年10月24日	13 : 30～16 : 30	屋久島町	離島開発総合センター
平成29年10月25日	9 : 00～ 9 : 30	屋久島町	永田公民館
平成29年10月25日	10 : 00～11 : 00	屋久島町	一湊公民館
平成29年10月25日	15 : 30～16 : 30	屋久島町	口永良部出張所
平成29年11月 6 日	10 : 00～15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
平成29年11月 7 日	10 : 00～15 : 00	南九州市	南九州市知覧体育館
平成29年11月 8 日	10 : 00～14 : 00	南九州市	松山地区農業者トレーニングセンター
平成29年11月 9 日	10 : 00～12 : 00	南九州市	南九州市上別府地区公民館
平成29年11月 9 日	13 : 00～15 : 00	南九州市	南九州市別府地区公民館
平成29年11月10日	10 : 00～15 : 00	南九州市	南九州市穎娃文化会館
平成29年11月13日	10 : 00～12 : 00	南九州市	南九州市川辺農村環境改善センター
平成29年11月13日	13 : 30～16 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
平成29年11月14日	10 : 00～15 : 00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
平成29年11月21日	9 : 30～12 : 00	日置市	日置市伊作田地区活性化センター
平成29年11月21日	13 : 00～15 : 30	日置市	日置市鶴丸地区公民館
平成29年11月22日	10 : 00～15 : 00	日置市	日置市B & G 東市来海洋センター
平成29年11月27日	10 : 00～15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
平成29年11月28日	10 : 00～15 : 00	日置市	日置市伊集院総合体育館
平成29年11月29日	10 : 00～12 : 00	日置市	日置市日吉総合体育館
平成29年11月29日	13 : 30～14 : 30	日置市	日置市永吉地区公民館
平成29年11月30日	9 : 30～15 : 30	日置市	日置市伊作地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 平成29年9月6日から平成30年2月28日までとする。

鹿児島県告示第848号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により, 次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病(牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	志布志市	平成29年 7 月 21 日

鹿児島県告示第849号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成29年9月1日から施行する。

なお、平成19年7月10日鹿児島県告示第1104号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）及び平成24年8月7日鹿児島県告示第922号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年8月31日限り廃止する。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 中間検査を行う区域
県下全域（鹿児島市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
平成29年9月1日から平成34年8月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの
- 4 指定する特定工程
2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
- 5 指定する特定工程後の工程
2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- 6 適用の除外
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。
 - (1) 平成19年8月9日以前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知がされた建築物
 - (2) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
 - (3) 法第85条の適用を受ける建築物

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年8月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年8月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ隼人
隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業地内1街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び

住所並びに代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
その他未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 3 月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,079平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 171台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 A棟南東側 133台
第2駐輪場 B棟南西側 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 A棟北東側 80平方メートル
荷さばき施設2 B棟南西側 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 A棟内北東側 28立方メートル
廃棄物等保管施設2 B棟南西側 8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 24時間
荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年 7 月21日

.....
大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年8月1日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年8月1日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル出水店

出水市黄金町562番 外10筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野仁司
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 4 月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,273平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 241台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 80台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設 1 建物東側 120平方メートル
荷さばき施設 2 建物東側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年 7 月21日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第88号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 8 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 悪代官 D X	豊丸産業株式会社	7P0773
ぱちんこ遊技機	C R 悪代官 赤鬼 X	豊丸産業株式会社	7P0881
ぱちんこ遊技機	C R 天元突破グレンラガン A B	株式会社ミズホ	6P0648
ぱちんこ遊技機	C R 天元突破グレンラガン S B	株式会社ミズホ	6P0663
ぱちんこ遊技機	C R ぱちんこ必殺仕事人 V - G 1	京楽産業. 株式会社	7P0763

ぱちんこ遊技機	CR吉宗4A02	株式会社大都技研	7P0738
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳 2017/X F	サミー株式会社	7S0888
回胴式遊技機	番長外伝 盗忍!剛衛門/A8	株式会社大都技研	7S0742
回胴式遊技機	シンデレラ×ブレイド3/N1	ネット株式会社	7S0870